

昭和二十七年法律第三百十号 地方制度調査会設置法

第一条 この法律は、日本国憲法の基本理念を十分に具現するように現行地方制度に全般的な検討を加えることを目的とする。

第二条 内閣総理大臣の諮問に応じ、前条の目的に従つて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、内閣府に、地方制度調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

第三条 調査会は、委員三十人以内で組織する。

第四条 調査会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第五条 会長は、必要に応じ、調査会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

第六条 委員は、国會議員、地方公共団体の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第七条 臨時委員は、地方公共団体の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第八条 臨時委員は、当該特別事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第九条 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第十条 この法律に定めるものを除く外、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（昭和四十七年六月二三日法律第九一号）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から施行する。

第三条 この法律は、公布の日から施行する。

第四条 この法律は、公布の日から施行する。

第五条 この法律は、公布の日から施行する。

第六条 この法律は、公布の日から施行する。

第七条 この法律は、公布の日から施行する。

第八条 この法律は、公布の日から施行する。

第九条 この法律は、公布の日から施行する。

第十条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五八年二月二日法律第八〇号）抄

第一条 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附則（平成二十一年七月二六日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

第四条 委員等の任期に関する経過措置

第五条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

第六条 地方制度調査会

第七条 別に定める経過措置

第八条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

第九条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

第十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

第十一条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

第十二条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

第十三条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

第十四条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

第十五条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

第十六条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

第十七条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

第十八条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

第十九条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。